

令和5年5月23日

〒450-0002 名古屋市中村区名駅五丁目28番1号  
名駅イーストビル6階 603号  
株式会社ベストブライダルサービス 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号

K S千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

## お問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の令和5年2月21日付けの「再々申入書」に対し、同年3月17日付けの「返答書」をお送りいただき、ありがとうございました。

返答書及び添付の概要書面・契約書・料金表を確認いたしましたが、以下の点につき、お尋ねしたいことがありますので、お問合せをさせていただきます。

料金表によりますと、ネット検索システムプランを選択した場合、年間利用料24万0000円とは別に42万5000円の登録料を支払うこととされており、登録料については、登録と同時に償却され、返金されないことになっています。

すなわち、ネット検索システムプランを利用した場合、利用者が1年間に支払う費用は合計66万5000円であるところ（入会金等は除く。）登録料に振り分ける金額の比重を大きくしてしまうと、結局、契約を途中で解約した場合でも、当初に支払った費用の大半が返金されないことになり、特商法49条7項（特商法49条2項に反する特約で特定継続的役務受領者に不利なものは無効とする規定）及び消費者契約法9条1号（平均的な損害の額を超えるものは無効とする規定）の潜脱となる可能性があります。

年間利用料とは別に高額の登録料が掛かる理由は何なのでしょう？また、登録料が登録と同時に償却され、返金されない根拠は何なのでしょう？

登録料の算定根拠（貴社にどのようなコストが掛かるため、このような金額を設定しているかの説明）及び登録料が登録と同時に償却され、返金されない根拠（契約が途中で解約され、その後のサービスの提供が不要になっても、貴社に損害が発生する理由）につき、ご回答ください。

つきましては、令和5年6月23日までに上記連絡先宛てに書面でご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具